

山消設第35号

令和6年5月17日

各消防本部消防長

山辺町長 殿

中山町長

一般社団法人山形県消防設備協会

会長 松田 浩

令和6年度消防設備士講習の実施について

消防法第17条の10の規定による消防設備士講習を、山形県からの委託を受けて別紙のとおり実施します。

つきましては、広報例を添付しますので、貴（管内）市町村広報紙へ別紙内容を掲載していただき、関係者への周知についてお取り計らいくださるようお願い申し上げます。

なお、「講習案内」及び「受講申請書」は準備でき次第お送りしますので、関係者への配布についても御協力くださるようお願いいたします。

一般社団法人山形県消防設備協会

担当：浅川

山形市鉄砲町二丁目19番68号

山形県総合支庁本庁舎1階

TEL:023-629-8477 FAX:023-629-8481

メール:ymsyoho@ic-net.or.jp

(別 紙)

消防法第17条の10の規定による令和6年度消防設備士講習を次により行います。

### 1 受講対象者

- (1) 消防設備士免状の交付を受けた日以降における最初の4月1日から2年以内の方
- (2) 前回の講習を受けた日以降における最初の4月1日から5年以内の方
- (3) 上記(1)、(2)以外の受講義務のある方

### 2 講習期日及び開催地

講習区分	設備士免状の種類	日 程	会 場
警報設備	甲種・乙種第4類	9月24日(火)	山形県庄内総合支庁 (三川町横山字袖東19-1)
	乙種第7類	10月 1日(火)	
消火設備	甲種・乙種第1類	10月 2日(水)	山形ビッグウイング (山形市平久保100)
	甲種・乙種第2類		
	甲種・乙種第3類		
避難設備・ 消火器	甲種・乙種第5類	10月 3日(木)	
	乙種第6類		

### 3 受講申請方法

受講申請書を7月29日(月)から8月9日(金)まで、山形県消防設備協会に提出してください。

### 4 申請書入手先

県庁消防救急課、山形県各総合支庁総務課、各消防本部、山形県消防設備協会

### 5 問い合わせ先

一般社団法人山形県消防設備協会

TEL:023(629)8477

〒990-2492 山形市鉄砲町二丁目19番68号

山形県村山総合支庁本庁舎1階